

環循適発第 1903208 号

平成 31 年 3 月 20 日

都道府県浄化槽主管部長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて
(技術的助言)

合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについては、平成 12 年 3 月 31 日付け厚生省衛浄 20 号（以下「20 号通知」という。）にて、平成 12 年 3 月時点において排水の性状及び特性からして、屎尿と合併して処理することができる雑排水として扱っても支障がないことが明らかになった業種を通知しているところです。

今般、内閣府の「平成 29 年 地方分権改革に関する提案募集」において、浄化槽で処理が可能な業種の拡大について提案があり、検討の結果、屎尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて、国土交通省住宅局建築指導課から別添のとおり発出されるので、下記のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知します。

貴職におかれては、貴管内の市町村（一部事務組合を含む。）及び貴都道府県知事指定の指定検査機関に対しても、この旨周知をお願いします。

なお、本件は、国土交通省住宅局建築指導課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 尿尿と合併して処理することができる雑排水

1日当たりの排出量が50立方メートル未満で、別紙に掲げる業種の施設からの雑排水については、昭和55年建設省告示第1292号第1及び第6から第12までにおいて雑排水として尿尿と合併して処理すること（以下「総合処理」という。）ができるものとする。

2 排水処理方法

- (1) 総合処理に当たっては、設計水量及び設計負荷を適切に設定すること。また、別紙の留意事項に係るデータについても設計データにより確認すること。
- (2) 季節的、時間的な水量変動に対応するため、必要に応じて、原水ポンプ槽、流量調整槽等、雑排水の移送水量が調整可能な設備又は施設を付設すること。

3 処理対象人員算定基準の適用について

処理対象人員の算定は、昭和44年建設省告示第3184号によること。

4 運用上の留意点

運用に当たっては、必要に応じて、各都道府県の浄化槽の保守点検及び清掃を担当する部局と連絡調整を図ること。

合併処理浄化槽への事業場雑排水の受け入れ可能な業種

産業分類	業 種	留意事項
091	畜産食料品製造業	①設計 BOD 負荷量を超えないこと。 ②BOD に対する N の割合が 5%程度 であること。 ※5%程度でない場合、各浄化槽の性 能により判断すること。 ③BOD に対する P の割合が 1%程度 であること。 ※1%程度でない場合、各浄化槽の性 能により判断すること。
093(123)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食 料品製造業	
0931(1231)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存 食料品製造業	
0932(1232)	野菜漬物製造業	
094	調味料製造業	上記②、③と同様。
097(127)	パン・菓子製造業	
0971(1271)	パン製造業	
0972(1272)	生菓子製造業	
0973(1273)	ビスケット類・干菓子製造業	
0974(1274)	米菓製造業	
099(129)	その他の食料品製造業	
0992(1293)	めん類製造業	
0993(1295)	豆腐・油揚製造業	
0994(1296)	あん類製造業	
0996(1298)	そう(惣)菜製造業	
101	清涼飲料製造業	上記③と同様。
102	酒類製造業	上記①～③と同様。
589	その他の飲食料品小売業	上記②、③と同様。
1061	配合飼料製造業	

※産業分類：日本標準産業分類（平成 25 年 10 月発行）による。（）内は平成 10 年 2 月発行の
番号を示す。

※太枠内は 20 号通知の業種に今回追加したもの。

事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 20 日

各都道府県浄化槽行政主管課 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて

合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについては、平成 31 年 3 月 20 日付環循適発第 1903208 号にて通知し、同様の内容について国土交通省より平成 31 年 3 月 20 日付国住指第 4120 号にて通知されているところです。

つきましては、当該国土交通省通知の取扱いについて、別添のとおり事務連絡が発出されていますので、お知らせいたします。

国住指第 4120 号

平成 31 年 3 月 20 日

各指定確認検査機関（大臣指定）の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



屎尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて

屎尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについては、平成 12 年 3 月 31 日付け建設省住指発第 191 号にて、平成 12 年 3 月時点において排水の性状及び特性からして、屎尿と合併して処理することができる雑排水として扱っても支障がないことが明らかになった業種を通知しているところです。

今般、内閣府の「平成 29 年 地方分権改革に関する提案募集」において、浄化槽で処理が可能な業種の拡大について提案があり、検討の結果、屎尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて、別添のとおり都道府県建築主務部長宛てに通知しましたので、ご承知の上、建築確認業務の公正かつ適確な実施を確保するようお願いします。

なお、地方整備局長指定及び都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

国住指第 4120 号

平成 31 年 3 月 20 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて
(技術的助言)

尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについては、平成 12 年 3 月 31 日付け建設省住指発第 191 号（以下「191 号通知」という。）にて、平成 12 年 3 月時点において排水の性状及び特性からして、尿尿と合併して処理することができる雑排水として扱っても支障がないことが明らかになった業種を通知しているところです。

今般、内閣府の「平成 29 年 地方分権改革に関する提案募集」において、浄化槽で処理が可能な業種の拡大について提案があり、検討の結果、尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて、下記のとおりとしましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知します。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知をお願いします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

さらに、本件は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室と協議済みであり、別添のとおり発出されていることを申し添えます。

記

1 尿尿と合併して処理することができる雑排水

1日当たりの排出量が50立方メートル未満で、別紙に掲げる業種の施設からの雑排水については、昭和55年建設省告示第1292号第1及び第6から第12までにおいて雑排水として尿尿と合併して処理すること（以下「総合処理」という。）ができるものとする。

2 排水処理方法

- (1) 総合処理に当たっては、設計水量及び設計負荷を適切に設定すること。また、別紙の留意事項に係るデータについても設計データにより確認すること。
- (2) 季節的、時間的な水量変動に対応するため、必要に応じて、原水ポンプ槽、流量調整槽等、雑排水の移送水量が調整可能な設備又は施設を付設すること。

3 処理対象人員算定基準の適用について

処理対象人員の算定は、昭和44年建設省告示第3184号によること。

4 運用上の留意点

運用に当たっては、必要に応じて、各都道府県の浄化槽の保守点検及び清掃を担当する部局と連絡調整を図ること。

合併処理浄化槽への事業場雑排水の受け入れ可能な業種

産業分類	業 種	留意事項
091	畜産食料品製造業	①設計 BOD 負荷量を超えないこと。 ②BOD に対する N の割合が 5%程度 であること。 ※5%程度でない場合、各浄化槽の性 能により判断すること。 ③BOD に対する P の割合が 1%程度 であること。 ※1%程度でない場合、各浄化槽の性 能により判断すること。
093(123)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食 料品製造業	
0931(1231)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存 食料品製造業	
0932(1232)	野菜漬物製造業	
094	調味料製造業	上記②、③と同様。
097(127)	パン・菓子製造業	
0971(1271)	パン製造業	
0972(1272)	生菓子製造業	
0973(1273)	ビスケット類・干菓子製造業	
0974(1274)	米菓製造業	
099(129)	その他の食料品製造業	
0992(1293)	めん類製造業	
0993(1295)	豆腐・油揚製造業	
0994(1296)	あん類製造業	
0996(1298)	そう(惣)菜製造業	
101	清涼飲料製造業	上記③と同様。
102	酒類製造業	上記①～③と同様。
589	その他の飲食料品小売業	上記②、③と同様。
1061	配合飼料製造業	

※産業分類：日本標準産業分類（平成 25 年 10 月発行）による。（）内は平成 10 年 2 月発行の
番号を示す。

※太枠内は 191 号通知の業種に今回追加したもの。

別添

環循適発第 1903208 号

平成 31 年 3 月 20 日

都道府県浄化槽主管部長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて
(技術的助言)

合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについては、平成 12 年 3 月 31 日付け厚生省衛浄 20 号（以下「20 号通知」という。）にて、平成 12 年 3 月時点において排水の性状及び特性からして、屎尿と合併して処理することができる雑排水として扱っても支障がないことが明らかになった業種を通知しているところです。

今般、内閣府の「平成 29 年 地方分権改革に関する提案募集」において、浄化槽で処理が可能な業種の拡大について提案があり、検討の結果、屎尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて、国土交通省住宅局建築指導課から別添のとおり発出されるので、下記のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知します。

貴職におかれては、貴管内の市町村（一部事務組合を含む。）及び貴都道府県知事指定の指定検査機関に対しても、この旨周知をお願いします。

なお、本件は、国土交通省住宅局建築指導課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 尿尿と合併して処理することができる雑排水

1日当たりの排出量が50立方メートル未満で、別紙に掲げる業種の施設からの雑排水については、昭和55年建設省告示第1292号第1及び第6から第12までに於いて雑排水として尿尿と合併して処理すること（以下「総合処理」という。）ができるものとする。

2 排水処理方法

- (1) 総合処理に当たっては、設計水量及び設計負荷を適切に設定すること。また、別紙の留意事項に係るデータについても設計データにより確認すること。
- (2) 季節的、時間的な水量変動に対応するため、必要に応じて、原水ポンプ槽、流量調整槽等、雑排水の移送水量が調整可能な設備又は施設を付設すること。

3 処理対象人員算定基準の適用について

処理対象人員の算定は、昭和44年建設省告示第3184号によること。

4 運用上の留意点

運用に当たっては、必要に応じて、各都道府県の浄化槽の保守点検及び清掃を担当する部局と連絡調整を図ること。

合併処理浄化槽への事業場雑排水の受け入れ可能な業種

産業分類	業 種	留意事項
091	畜産食料品製造業	①設計 BOD 負荷量を超えないこと。 ②BOD に対する N の割合が 5%程度 であること。 ※5%程度でない場合、各浄化槽の性 能により判断すること。 ③BOD に対する P の割合が 1%程度 であること。 ※1%程度でない場合、各浄化槽の性 能により判断すること。
093(123)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食 料品製造業	
0931(1231)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存 食料品製造業	
0932(1232)	野菜漬物製造業	
094	調味料製造業	上記②、③と同様。
097(127)	パン・菓子製造業	
0971(1271)	パン製造業	
0972(1272)	生菓子製造業	
0973(1273)	ビスケット類・干菓子製造業	
0974(1274)	米菓製造業	
099(129)	その他の食料品製造業	
0992(1293)	めん類製造業	
0993(1295)	豆腐・油揚製造業	
0994(1296)	あん類製造業	
0996(1298)	そう(惣)菜製造業	
101	清涼飲料製造業	上記③と同様。
102	酒類製造業	上記①～③と同様。
589	その他の飲食料品小売業	上記②、③と同様。
1061	配合飼料製造業	

※産業分類：日本標準産業分類（平成 25 年 10 月発行）による。（）内は平成 10 年 2 月発行の
番号を示す。

※太枠内は 20 号通知の業種に今回追加したもの。

国住指第 4120 号

平成 31 年 3 月 20 日

北海道開発局事業振興部長

各地方整備局建政部長

内閣府沖縄総合事務局開発建設部長

殿

国土交通省住宅局建築指導課長

尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて

尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについては、平成 12 年 3 月 31 日付け建設省住指発第 191 号にて、平成 12 年 3 月時点において排水の性状及び特性からして、尿尿と合併して処理することができる雑排水として扱っても支障がないことが明らかになった業種を通知しているところです。

今般、内閣府の「平成 29 年 地方分権改革に関する提案募集」において、浄化槽で処理が可能な業種の拡大について提案があり、検討の結果、尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて、別添のとおり都道府県建築主務部長宛てに通知しましたので、ご承知の上、地方整備局長指定の各指定確認検査機関に対して、この旨周知をお願いします。

なお、国土交通大臣指定及び都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

国住指第 4120 号

平成 31 年 3 月 20 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて
(技術的助言)

尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについては、平成 12 年 3 月 31 日付け建設省住指発第 191 号（以下「191 号通知」という。）にて、平成 12 年 3 月時点において排水の性状及び特性からして、尿尿と合併して処理することができる雑排水として扱っても支障がないことが明らかになった業種を通知しているところです。

今般、内閣府の「平成 29 年 地方分権改革に関する提案募集」において、浄化槽で処理が可能な業種の拡大について提案があり、検討の結果、尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて、下記のとおりとしましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知します。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知をお願いします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

さらに、本件は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室と協議済みであり、別添のとおり発出されていることを申し添えます。

記

1 尿尿と合併して処理することができる雑排水

1日当たりの排出量が50立方メートル未満で、別紙に掲げる業種の施設からの雑排水については、昭和55年建設省告示第1292号第1及び第6から第12までにおいて雑排水として尿尿と合併して処理すること（以下「総合処理」という。）ができるものとする。

2 排水処理方法

- (1) 総合処理に当たっては、設計水量及び設計負荷を適切に設定すること。また、別紙の留意事項に係るデータについても設計データにより確認すること。
- (2) 季節的、時間的な水量変動に対応するため、必要に応じて、原水ポンプ槽、流量調整槽等、雑排水の移送水量が調整可能な設備又は施設を付設すること。

3 処理対象人員算定基準の適用について

処理対象人員の算定は、昭和44年建設省告示第3184号によること。

4 運用上の留意点

運用に当たっては、必要に応じて、各都道府県の浄化槽の保守点検及び清掃を担当する部局と連絡調整を図ること。

合併処理浄化槽への事業場雑排水の受け入れ可能な業種

産業分類	業 種	留意事項
091	畜産食料品製造業	①設計 BOD 負荷量を超えないこと。 ②BOD に対する N の割合が 5%程度 であること。 ※5%程度でない場合、各浄化槽の性 能により判断すること。 ③BOD に対する P の割合が 1%程度 であること。 ※1%程度でない場合、各浄化槽の性 能により判断すること。
093(123)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食 料品製造業	
0931(1231)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存 食料品製造業	
0932(1232)	野菜漬物製造業	
094	調味料製造業	上記②、③と同様。
097(127)	パン・菓子製造業	
0971(1271)	パン製造業	
0972(1272)	生菓子製造業	
0973(1273)	ビスケット類・干菓子製造業	
0974(1274)	米菓製造業	
099(129)	その他の食料品製造業	
0992(1293)	めん類製造業	
0993(1295)	豆腐・油揚製造業	
0994(1296)	あん類製造業	
0996(1298)	そう(惣)菜製造業	
101	清涼飲料製造業	上記③と同様。
102	酒類製造業	上記①～③と同様。
589	その他の飲食料品小売業	上記②、③と同様。
1061	配合飼料製造業	

※産業分類：日本標準産業分類（平成 25 年 10 月発行）による。（）内は平成 10 年 2 月発行の
番号を示す。

※太枠内は 191 号通知の業種に今回追加したもの。

別添

環循適発第 1903208 号

平成 31 年 3 月 20 日

都道府県浄化槽主管部長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて
(技術的助言)

合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについては、平成 12 年 3 月 31 日付け厚生省衛浄 20 号（以下「20 号通知」という。）にて、平成 12 年 3 月時点において排水の性状及び特性からして、屎尿と合併して処理することができる雑排水として扱っても支障がないことが明らかになった業種を通知しているところです。

今般、内閣府の「平成 29 年 地方分権改革に関する提案募集」において、浄化槽で処理が可能な業種の拡大について提案があり、検討の結果、屎尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて、国土交通省住宅局建築指導課から別添のとおり発出されるので、下記のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知します。

貴職におかれては、貴管内の市町村（一部事務組合を含む。）及び貴都道府県知事指定の指定検査機関に対しても、この旨周知をお願いします。

なお、本件は、国土交通省住宅局建築指導課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 尿尿と合併して処理することができる雑排水

1日当たりの排出量が50立方メートル未満で、別紙に掲げる業種の施設からの雑排水については、昭和55年建設省告示第1292号第1及び第6から第12までに於いて雑排水として尿尿と合併して処理すること（以下「総合処理」という。）ができるものとする。

2 排水処理方法

- (1) 総合処理に当たっては、設計水量及び設計負荷を適切に設定すること。また、別紙の留意事項に係るデータについても設計データにより確認すること。
- (2) 季節的、時間的な水量変動に対応するため、必要に応じて、原水ポンプ槽、流量調整槽等、雑排水の移送水量が調整可能な設備又は施設を付設すること。

3 処理対象人員算定基準の適用について

処理対象人員の算定は、昭和44年建設省告示第3184号によること。

4 運用上の留意点

運用に当たっては、必要に応じて、各都道府県の浄化槽の保守点検及び清掃を担当する部局と連絡調整を図ること。

合併処理浄化槽への事業場雑排水の受け入れ可能な業種

産業分類	業 種	留意事項
091	畜産食料品製造業	①設計 BOD 負荷量を超えないこと。 ②BOD に対する N の割合が 5%程度 であること。 ※5%程度でない場合、各浄化槽の性 能により判断すること。 ③BOD に対する P の割合が 1%程度 であること。 ※1%程度でない場合、各浄化槽の性 能により判断すること。
093(123)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食 料品製造業	
0931(1231)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存 食料品製造業	
0932(1232)	野菜漬物製造業	
094	調味料製造業	上記②、③と同様。
097(127)	パン・菓子製造業	
0971(1271)	パン製造業	
0972(1272)	生菓子製造業	
0973(1273)	ビスケット類・干菓子製造業	
0974(1274)	米菓製造業	
099(129)	その他の食料品製造業	
0992(1293)	めん類製造業	
0993(1295)	豆腐・油揚製造業	
0994(1296)	あん類製造業	
0996(1298)	そう(惣)菜製造業	
101	清涼飲料製造業	上記③と同様。
102	酒類製造業	上記①～③と同様。
589	その他の飲食料品小売業	上記②、③と同様。
1061	配合飼料製造業	

※産業分類：日本標準産業分類（平成 25 年 10 月発行）による。（）内は平成 10 年 2 月発行の
番号を示す。

※太枠内は 20 号通知の業種に今回追加したもの。

国住指第 4120 号

平成 31 年 3 月 20 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて
(技術的助言)

尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについては、平成 12 年 3 月 31 日付け建設省住指発第 191 号（以下「191 号通知」という。）にて、平成 12 年 3 月時点において排水の性状及び特性からして、尿尿と合併して処理することができる雑排水として扱っても支障がないことが明らかになった業種を通知しているところです。

今般、内閣府の「平成 29 年 地方分権改革に関する提案募集」において、浄化槽で処理が可能な業種の拡大について提案があり、検討の結果、尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて、下記のとおりとしましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知します。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知をお願いします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

さらに、本件は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室と協議済みであり、別添のとおり発出されていることを申し添えます。

記

1 尿尿と合併して処理することができる雑排水

1日当たりの排出量が50立方メートル未満で、別紙に掲げる業種の施設からの雑排水については、昭和55年建設省告示第1292号第1及び第6から第12までにおいて雑排水として尿尿と合併して処理すること（以下「総合処理」という。）ができるものとする。

2 排水処理方法

- (1) 総合処理に当たっては、設計水量及び設計負荷を適切に設定すること。また、別紙の留意事項に係るデータについても設計データにより確認すること。
- (2) 季節的、時間的な水量変動に対応するため、必要に応じて、原水ポンプ槽、流量調整槽等、雑排水の移送水量が調整可能な設備又は施設を付設すること。

3 処理対象人員算定基準の適用について

処理対象人員の算定は、昭和44年建設省告示第3184号によること。

4 運用上の留意点

運用に当たっては、必要に応じて、各都道府県の浄化槽の保守点検及び清掃を担当する部局と連絡調整を図ること。